

ダイレクトメールに関する倫理綱領

一般社団法人日本ダイレクトメール協会の会員は、ダイレクトメールの取扱いに当たりダイレクトメールのもつ社会的責任と使命を深く自覚し、国民の信頼を得、もってダイレクトメールの健全な発展を期するため、常に倫理の向上に努めなければならない。

ここに会員が遵守すべきダイレクトメールに関する倫理綱領を定める。

1. ダイレクトメールは、真実を伝え、社会の信頼に応え、その内容については、社会的責任を負わなければならない。
2. ダイレクトメールは、他を中傷、誹謗したり、名誉や信用を傷つけたりするものであってはならない。
3. 会員は、ダイレクトメールを実施するにあたって、関連諸法規を遵守し、社会秩序を尊重して、国民の利益に反しないよう努めるものとする。
4. 会員は、ダイレクトメールを実施するにあたっては、使用する素材並びに省資源に留意し、地球環境の保全に資するように努めるものとする。
5. 会員は、ダイレクトメールを実施するにあたって、発信人の住所、氏名を明らかにし、受信人に不審の念を与えないものとする。
6. ダイレクトメールは、未成年者を対象とする場合には、その健全な育成に対する配慮をしなければならない。
7. ダイレクトメールは、個人情報の取得、利用にあたって、プライバシーが尊重されなければならない。また、保有個人データの保護に関する請求には、誠実に対応しなければならない。
8. 会員は、ダイレクトメールの特性を認識し、その品位の向上に努め、あわせて協会会員以外にも、ダイレクトメールに関するこの倫理綱領が遵守されるよう啓発に努めるものとする。

一般社団法人 日本ダイレクトメール協会
(昭和 61 年 2 月 19 日制定)
(平成 5 年 12 月 9 日一部改定)
(平成 25 年 4 月 1 日一部改定)